三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
荒尾市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び荒尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県南砺市上田外弐拾六ケ村入会地字山田郷真川三の一一から三の一六まで、三の一八、七の一七（次の図に示す部分に限る。）、三の二から八の二から八の一〇まで、一二の二から一二の一〇まで、一三の一六、一三の一七（次の図に示す部分に限る。）、一三の二八、一四の一、一四の一〇、一四の一七、字山田郷東口一から三まで
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県角田市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
角田市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字戸津原二五、二六、二七から三一まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三二、三三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字振草字古戸魚留メ一一の七から一一の九まで（以上三筆国有林）、一一の一、一二、一三、一四の一、字古戸アテ山二の二から二の五まで、二の七、字小林中田四九、六六、豊根村三沢字新井九の一一、九の一二、九の四四、九の四六、九の四七、字大草代一三・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、上黒川字根山六の三、六の三五、坂宇場字御所平五七の一、設楽町神田字一ノ又一九、津具字中俣二二の一五八（次の図に示す部分に限る。）、字御器割六の一、七の一
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐とする。
字御所平五七の一・字一ノ又一九・字中俣二二の一五八・字御器割七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。